

○淀川水系5ダムについての方針に対する各委員からの質問 (5ダム共通・丹生ダム関連を抜粋)

質問の対象資料	見出し分類	目次分類	頁・項目 番号	質 問 内 容
---------	-------	------	------------	---------

<p>淀川水系 5 ダムについての 方針 [審議資料 1-2]</p>	<p>前文</p>	<p>全般 その他</p>	<p>P1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資料の1ページ9行目から、「今後、河川整備基本方針を策定し、これに基づき河川整備計画を策定・・・」とありますが、過日、委員会に示された「淀川水系河川整備計画策定に向けて」～今後の進め方～では、新委員会へ移行して後、「河川整備計画基礎案見直し」を行い、「河川整備基本方針」までに委員会、住民意見の聴取、自治体意見の聴取を行って、「河川整備計画原案」を発表することになっています。「整備計画原案」までの手続き、および、現在の位置づけについて説明をお願いします。（荻野芳彦委員） ・前文について <ol style="list-style-type: none"> 1) 文脈から推量すると、淀川水系流域委員会は「関係者」に当たらない。相違ないですか。 2) 「関係者」に当たらないとき、この方針に関して淀川水系流域委員会が今後果たす役割は何ですか。 3) 「関係者」との調整については、適宜の中間報告と調整結果の報告が予定されていますか。 4) 河川整備基本方針、河川整備計画策定の時期はいつを目標にされていますか。（金盛弥委員） ・「関係者」という記述が4ヶ所ありますがどのような人達を指すのでしょうか。（田中真澄委員） ・「関係者と調整」という言葉が各所に出てくるが、それぞれに関係者が異なると考えられるので、その内容を具体的に示してほしい。また、調整の結果で方針が変わることもあるのか。 (寺川庄蔵委員) ・「経済的なメリット、環境への影響等の観点から総合的に検討しました。」とあるが、5ダムの個別の方針の中に具体的な記述がない。これでは検討できないのでその検討結果を示してほしい。 (寺川庄蔵委員) ・7月1日の河川管理者による委員会出席委員に対する説明および質疑応答でも説明された、「淀川水系5ダムについての方針」の、『方針』ということばの意味。（谷内茂雄委員） ・新聞報道によると丹生ダムの容量を1/3、川上ダムを2/3に縮小するとあるが、「とりまとめ」にも具体的に示す必要があるのではないのでしょうか。（田中真澄委員） ・(1)ダム建設に対する基本姿勢 淀川水系流域委員会が公表した「事業中のダムについての意見書」では、ダム建設が与える正負の影響を治水・利水・環境面から総合的に判断する視点を「治水・利水の効果が自然環境に及ぼす負の影響にもまして人間生存に不可欠と認められる場合に、はじめてダムの建設が容認される」と述べている。 今回の整備局の方針では、いかなる判断基準にしたがってダム建設の是非を判断されたのか。国策である以上、少なくとも百年の計であると考えられるため回答いただきたい。 また、ダム建設に対する基本姿勢をより充実させるため、ダム建設が治水・利水・環境に与える影響を日常から精査されることを願うものである。その意味では、今回の整備局の方針にある丹生ダム・川上ダムの変更案はもちろんであるが、ダム供用を当面実施しないとした大戸川ダム・余野川ダムについても新たな視点から治水・利水・環境について個々の事象に対する調査・検討されることが望ましいと考える。整備局の考えを回答いただきたい。 ・(2)住民意見の聴取・反映 淀川水系流域委員会の提言・意見書を受け、対話集会などを通して個々のダム建設に対する流域住民の民意を今回の整備局方針において充分反映されたものと信じるが、今回の方針には、いかなる民意がありいかに反映されたかが記載されていない。回答いただきたい。 また、今回の整備局の方針にある丹生ダム・川上ダムの変更案に関しては、ダム供用を当面実施しない
---	-----------	-------------------	-----------	---

	丹生ダム	治水	P2 第2項	<ul style="list-style-type: none"> 1) 治水について「……、緊急性も高い」とあるが、緊急性が高い事由はどんなことですか。とくに大戸川との比較で具体的に説明して下さい。 2) ダム建設と河川改修、両事業は今後どのように進められますか。(金盛弥委員)
			P2	<ul style="list-style-type: none"> 淀川の洪水対策は瀬田川の改修、天ヶ瀬ダム再開発事業の実施、瀬田川洗堰+天ヶ瀬ダム操作規則の見直しなどの組み合わせにより対応できるのではないかと。(川上聰委員)
		利水	P2	<ul style="list-style-type: none"> 「丹生ダムで予定していた(淀川の)異常渇水時の緊急の補給のための容量を琵琶湖で確保」に対する対策の一つに丹生ダムの洪水調節容量の増大があげられています。琵琶湖の水位低下抑制にどの程度効果が見込まれるのでしょうか。ダムによる洪水調節容量を琵琶湖水位に換算して、異常渇水時にその水位上昇分を緊急渇水の補給水として利用する計画となっています。現在の夏期制限水位を見直して「水位上昇分」に相当する分を上乗せする、と言うことでよろしいでしょうか。 (荻野芳彦委員) 丹生ダムの報道記事の中で、「貯水、3分の1に」(7月2日朝日朝刊)など、「方針」からは明確に読み取れない記述があるが、記者発表では何を、どこまで、どう説明されたのか教えていただきたい。(中村正久委員)
	その他	P2 第4項	<ul style="list-style-type: none"> 丹生ダムで予定していた高時川・姉川の瀬切れ対策ができなくなるので、琵琶湖からポンプで逆送水する方向で調整すると述べられているが、施設建設費、電気代、維持管理費などの費用は誰が負担するのか?その場合の受益者はだれか?(内水面漁業者?~費用負担能力の有無?) (川上聰委員) 琵琶湖水位低下時にも逆送水を継続実施するのか?それは琵琶湖の水位低下に拍車をかけることになるのではないかと。(川上聰委員) 	

		P2	<ul style="list-style-type: none"> ・高時川の現況河床高（土砂堆積）・河道幅・河道内樹林・堤防強度などの問題をそのままに（前提として）、なぜ丹生ダム建設のみを唯一最善の治水対策として推進しようとするのか？（川上聡委員） ・ダムは建設地域と高時川に不可逆的な環境破壊をもたらすとともに、琵琶湖に及ぼす影響が現時点で予測できないため予防原則に照らし、できるだけ建設しないことを原則とすべきである。いかに時間・費用を要しても、現況河床高（土砂堆積）・河道幅・河道内樹林・堤防強度などの問題の解消を最優先すべきである。よしんばダムを建設したとしてもこれらの問題を解消しない限りダムの洪水調節効果は極めて限定的なものとなるのではないのか？（川上聡委員） ・代替案や複数の代替案の組み合わせによる治水効果の評価が十分に尽くされていないのではないのか？特に、代替案を実施するのに必要な費用の積算根拠が示されていない。滋賀県の掲げる費用は過大ではないのか？（川上聡委員） ・ダム建設とダムに代わる各代替案の費用対効果について、きちんと、わかりやすく説明する必要があるのではないのか？（川上聡委員） ・治水専用ダムにすると、滋賀県は河道対策・流域対策に加えてダムの建設費用をも負担することになると思われるが、滋賀県はこれらの負担に耐えられるのか？（川上聡委員） ・治水ダム建設に関する滋賀県の負担額はいかほどか？（川上聡委員） ・丹生ダムを治水専用ダムにすると、ダムの貯水量が当初の計画（1億5千万トン）から大幅に減少すると考えられるが、琵琶湖の水位低下時に丹生ダムから補給して琵琶湖の水位を何cm上昇させることができるのか？（川上聡委員） ・上記の場合に、よしんば補給出来たとして、琵琶湖の水位を数cm上昇させることが琵琶湖にとってそれほど重要なのか？過去にも渇水は度々あり、下流利水者の理解を得て瀬田川洗堰の操作を見直し、その調節能力を超える渇水については、自然現象として許容せざるを得ないのではないのか？ (川上聡委員) ・普段は水を貯えない治水専用ダムとして建設するとの方針であるが、淀川の異常渇水対策としては、いささかなりとも常時貯水せざるを得ず、（これは不特定利水？）建設後、方針と実体に矛盾は起らないのか？（川上聡委員） ・渇水で琵琶湖が水位低下しているときは、高時川もまた渇水状態であることが考えられる。琵琶湖に補給するどころか、すべて高時川流域の農業用水に使い尽くされ、加えて地下浸透により琵琶湖にまで水が届かないのではないのか？（川上聡委員） ・当初の利水を含む多目的ダムでなく、今般の方針のようにダムの目的が治水専用に変われば、事業主体は今後独立行政法人水資源機構でなく国土交通省に変わるのか。（千代延明憲委員）
--	--	----	--

質問の対象資料	見出し分類	目次分類	頁・項目 番号	質問内容
淀川水系5ダムについて (調査検討のとりまとめ) [審議資料1-3]	各ダム共通	治水 (1)	P1 ②	<ul style="list-style-type: none"> ・(1)治水②において、破堤による被害のための具体的な対策としてソフト施策とハード施策を挙げていますが、ハード施策に「堤防強化」は含まれているのですか。含まれているとしますと、各ダムでの記述から一部を除いてなぜ除外したのですか。また、含まれていないとしますと、基礎原案および基礎案で「最優先で取り組む」とした姿勢との整合性をどのように考えているのですか。また、破堤の原因の75%は越水であるとの調査結果がありますが、耐越水堤防についてのお考えを説明してください。(今本博健委員)
		利水 (2)	P1 ④	<ul style="list-style-type: none"> ・(2)利水④において、水需給のあり方について包括的に整理することが必要であるとしていますが、流域委員会が提言しました「水需要管理」の考え方についてどのようにお考えか説明してください。(今本博健委員) ・水利権上は水余りに見えても、変動に伴う水供給の不安定さはある。利水にあつて既往最大規模の渇水にあつても断水を生じさせないことを目標にするとあるが、確保すべき渇対容量がそれにどのようなむすびつくのか運用と算定根拠を。(池淵周一委員)
		環境 (3)	P1 ③	<ul style="list-style-type: none"> ・環境への影響の③および、丹生ダムについての3.(4)環境への影響[調査検討項目3)、4)に相当]の④で、「具体的な手法等については、より詳細な調査検討を継続して実施していきます。」とあるが、「具体的な手法等」と「より詳細な調査検討」の内容を具体的に示してほしい。(寺川庄蔵委員)
			P1	<ul style="list-style-type: none"> ・(3)環境への影響についての調査は、ダム事業を「当面実施しない」場合、直ちに中止するのですか。(今本博健委員) ・環境への影響、「軽減」とはどの程度で、何を基準にしてダムの是非の判断に影響するのでしょうか。(田中真澄委員)
		その他		<ul style="list-style-type: none"> ・「5ダム調査、検討について」 中間とりまとめ平成16年12月5日(整備局)には「ダム以外の治水対策については滋賀県と調整する。」となっていますが、今回の検討、結果については事前に話をされましたか。今回の調査、検討の結果については「意志形成過程」と理解してよろしいですか。(田中真澄委員) ・7月1日の発表資料は、これから20年以内に地球温暖化によってひきおこされるであろう巨大災害、とりわけ集中豪雨や土砂崩れさらには早魃などの頻発を考慮にいれてのご発表なのかどうか。もしそうなら集中豪雨は時間降水量何mmを想定され、最大風速何メートルの台風の襲来、どのようなレベルの早魃の被害を想定されたうえでのご発表なのか。(安田喜憲委員)

	丹生ダム	治水 3. (1)	P2 ⑤	<ul style="list-style-type: none"> ・(1) 治水⑤において、河道内樹木の伐採や高水敷掘削等の戦後最大洪水に対する水位低下量がそれぞれ 20～30cm になるとありますが、その推定根拠を示してください。（今本博健委員） ・「河道内樹木の伐採や高水敷掘削等の河道内の対策の効果を戦後最大洪水で検証すると、河口から 3.3km 地点において約 20～70cm の水位低下となる」とされているが、なんとなく効果が過小に評価されているように感じる。その検証法とデータの詳細を示してほしい。これまでの多目的のものから、洪水調節専用に変更するとすれば、容量を小さくするだけでなく、構造形式を変えることによって、環境への影響を軽減できることが期待される。詳細な検討はまだなされていないとしても、現段階で、どのような構造がイメージされているのかを示してほしい。放流口の高さはできる限り現河床に一致させるのがよいと思われる。 (澤井健二委員)
			P3 ⑧	<ul style="list-style-type: none"> ・前項⑥で記述されている「遊水地、引堤」の実現が困難であっても「今後着手していく必要…」なのでしょうか。20～30 年の整備計画の範囲内でしょうか。⑦のダムによる治水機能だけでは不十分ということなのでしょうか。（田中真澄委員）

		異常渇水対策 3. (2)	P3 ⑦	<ul style="list-style-type: none"> ・有効容量 5,300 万m^3の治水専用ダムに変更した場合のダムの大きさおよび構造とくに放流口の大きさおよび位置を示してください。また、洪水時以外の普段はどのようになりますか。(今本博健委員) ・(2)異常渇水対策等⑦において、約 2,000 万m^3の治水容量を確保すれば、琵琶湖水位の上昇を約 7 cm 抑制できるとされていますが、それに相当する雨がダムの集水域に降るのでしょうか、そのような雨の降る確率を示してください。(今本博健委員) ・琵琶湖周域の降雨量といっても流域によって差があり、丹生ダムの上流域に降雨が少ない場合もあり、いくら治水容量を増大しても、貯水できる水量が少なればダムでの治水機能が限られてきます。(4,050 万m^3の機能が果たせない。)その上、他の流域で丹生ダムの治水容量を肩代わりするのは困難であると思われ、琵琶湖に流入する全ての河川流量や降雨量の合計が最大放流量 1,000 m^3/s (+発電所、+疎水)をはるかにオーバーする場合、オーバー、ピークの抑制はできるのでしょうか。又、連続性の問題として洗堰からの最大放流量 1,000 m^3/s と大戸川からの流入量(基本高水 1,350 m^3/s)が合流すれば 1,500 m^3/sをはるかにオーバーする確率が高く、どのように調整されるのでしょうか。(田中真澄委員) ・方針では、高時川の洪水調節容量 3,300 万m^3、琵琶湖の洪水調節容量 2,000 万m^3ということであるが、この場合堆砂容量はいくらにするのか(当初計画では 700 万m^3)。ちなみに、堆砂については、利水を含む多目的ダムと変わらないと見ているか。(千代延明憲委員) ・従来の計画では、渇水の時、果たして琵琶湖に補給する水がダムにあるかという不安があった。今の方針ではその不安はなくなるが、反面最近のように雨が偏って集中して降り、例えば湖東や湖西に雨が集中した場合、丹生ダムにおける琵琶湖の洪水調節容量が役立たなくなる不安は新たに生じる。それならいっそのこと、洪水調節容量 2,000 万m^3を確保するに要する事業費相当分を、洪水期に琵琶湖の水位を現行より 7 cm 上げることによる治水安全度低下の代償として、滋賀県に渡して問題解決(実際問題としては共済制度の基金に拠出するなどの柔軟対応をする)を図る道を探るのが賢明ではなかろうか。参考になる事例はないか。(千代延明憲委員)
			P3 ③～⑨	<ul style="list-style-type: none"> ・渇水対策容量を琵琶湖で確保する。そのために増大する洪水災害リスクを瀬田川の流下能力を増大させることによって回避する。 <p><質問・意見></p> <p>上記を実現するための整備計画をサポートする技術的な検討がどのように行われているのかわかりませんが、昭和 28 年災害の土砂流出や我が国各地で発生している土砂災害時の土砂流出等をみますと、たとえ瀬田川の流下能力を計画上増大させたとしても、土砂流出による河床上昇等のため、瀬田川の通水能力は低下し、計画通りに琵琶湖の水を吐き出すことができないことが懸念されます。もし、この件検討されておられれば、お示し頂きたい。この問題は、丹生ダムだけでなく、大戸川ダムや天瀬ダム再開発の課題に係わるものと思われしますので、もし検討されていないようであれば、検討された上で、計画案の検討を深めて頂きたい。(江頭進治委員)</p>

	利水 3. (3)	P4 ①	<ul style="list-style-type: none"> 「丹生ダムの従来計画」は利水者の撤退が見込まれて後の計画でよろしいでしょうか。「参考資料」1の2.1貯水池の容量配分は、現在では無意味と考えてよろしいか。(荻野芳彦委員)
		P4 ②	<ul style="list-style-type: none"> 水需要の精査確認の観点から、丹生ダムから撤退見込みの利水者は水利転用を考えています。これら利水者の考えに対する河川管理者の水利転用の考えをまとめて具体的に聞かせてください。(荻野芳彦委員)
		P4	<ul style="list-style-type: none"> 高時川頭首工(管理者、湖北土地改良区)の水利権許可の対象となった基準渇水流量はいくらですか、説明してください。丹生ダムには不特定利水を確保する必要があるのではないのでしょうか。(荻野芳彦委員)
	環境 3. (4)	P4 ①	<ul style="list-style-type: none"> 琵琶湖の渇水時に丹生ダムから貯留した水を補給することにより、琵琶湖の水位低下を抑制する。その結果定性的には魚類の産卵、生育環境の保全に寄与すると読めるが、魚類の産卵などは4-6月に主に行われ、渇水期には産卵は起きないので、この効果は疑問である。ただし、干上がり防止による環境への効果はあると期待されるが、この効果がどの程度か記述がない。このダムによる琵琶湖への水補給量はどの程度か、またその補給によって琵琶湖の水位はどの程度上昇するのかが判らない。さらに、この水位上昇によってどの程度の環境へのインパクトが減少するののかも不明。補給による冠水面積の増加程度などを指標としても良いが、具体的に効果を述べるべきではないか。(村上興正委員)
		P4 ②	<ul style="list-style-type: none"> 丹生ダムの琵琶湖環境への影響について、河川管理者の調査に対する専門家の意見聴取と反映の方法について、これまでの行われたとり組みと今後の必要と考えるとり組みについて教えていただきたい。(中村正久委員)
		P4 ③	<ul style="list-style-type: none"> (4)環境への影響③において、年間を通じた貯留は行わないため環境への影響は軽減されるとされているが、洪水時に貯留された水はどのくらいの時間で排出されるのですか、またその間の冠水の生態への影響はどの程度になるかを示してください。(今本博健委員) 「貯留は行わない」から「環境への影響は軽減される」と記述していますが、洪水時の貯留された濁水の放流はあらたな問題で、下流へ及ぼす負の影響をどのようにお考えでしょうか。(田中真澄委員)

		P4	<ul style="list-style-type: none"> 洪水調節専用ダムでも、ダム容量確保のために森林は失われると思うが、その喪失面積は、ケースA、ケースBではそれぞれいくらと見ているか。 また、治水専用ダムであるから、通常は森林が失われた後の森林喪失相当の面積の土地は裸地となって景観上のマイナスは大きい、これは手の施しようがないと諦めざるをえないのか。 (千代延明憲委員) ダムの宿命とでもいうべき河川の連続性遮断の影響が、特に魚類、川の水生生物にあたる弊害は、通常の利水を含む多目的ダムと変わらないと見るべきか。もしそうであるなら、どのような対策を考えているか。(千代延明憲委員) 各ダム共通事項の(3)環境への影響の③および、丹生ダムについての3.(4)環境への影響[調査検討項目3)、4)に相当]の④で、「具体的な手法等については、より詳細な調査検討を継続して実施していきます。」とあるが、「具体的な手法等」と、「より詳細な調査検討」の内容を具体的に示してほしい。(寺川庄蔵委員)
	その他	P2~P3	<ul style="list-style-type: none"> 高時川の洪水調節容量3, 300万m³だけのダムの場合[ケースAとする]の事業費とこれに琵琶湖の洪水調節容量2, 000万m³を上乗せした場合[ケースBとする]の事業費(いずれもこれから完成までに要する事業費)はそれぞれいくらと見ているか。参考までに、これまでに使った事業費はいくらか。(千代延明憲委員) ケースAの事業費を踏まえて、[ダム+河道改修]案と他のダムなしの5案を比較し、主として効果発現の時期及び事業費の両面から、[ダム+河道改修]案優位として方針を決めたと思うが、ここは一つ一つ質問を書けば切がない。例えば、“河道改修は滋賀県が事業主体でやるという前提に立ったのか。河道改修の予算措置は一般の河川改修と同様のスピードの予算措置をするという前提で考えたのか。山間部の上流部河川の河道改修に121億円も事業費をかけてどんな工事(たぶん過大工事)をするのか。”というように尋ねたいことはいくらでもあるし、また詳しく説明を聞けばさらなる質問も湧いてくることは間違いない。何よりも、[ダム+河道改修]案も含め、六つの案について詳しい説明をし、今般の方針を決めるに至った事情を説明願いたい。(千代延明憲委員) 洪水調節専用ダムであるからその目的のために貯水するが、治水容量が満杯になったとして、雨が止んでからダムが元通り空になるのに、ケースA、ケースBでそれぞれ何日ぐらいかかると見ているか。また、この間は濁水が琵琶湖に流入し続けると見るべきであるか。(千代延明憲委員)

質問の対象資料	見出し分類	目次分類	頁・項目 番号	質問内容
丹生ダム建設に伴う自然環境への影響について 参考資料 1 [審議資料 1-4]	丹生ダム	環境	P1 1.1	<ul style="list-style-type: none"> ダムによる河川の分断がもたらす水生生物への影響についてまったく触れられていないがどのような検討がなされたのか。(寺川庄蔵委員) ダムの建設によって、下流の河床を構成する材料や水位変動の仕方が変化するが、それにもなう河川生態系、動植物への影響についてまったく触れられていないが、どのような検討がなされたのか。(寺川庄蔵委員) 検討項目の概要についてで、「水没に伴う自然環境の変化については、別途議論することとして」とあるが、いつからどのように議論するのか。(寺川庄蔵委員)
			P2 1.1	<ul style="list-style-type: none"> 2ページの図1. 1. 2は文字が読めない。明確な図を示してほしい。(寺川庄蔵委員)
			P3 1.2	<ul style="list-style-type: none"> 丹生ダムの運用方法(案)については、検討条件(容量配分の想定など)が今回発表の内容と異なっており、この条件で評価するのは正確な答えが得られないと考えられるがどうか。(寺川庄蔵委員)
			P16 4.1	<ul style="list-style-type: none"> 丹生ダムにおける水質問題発生の可能性についてのところで、「一次元富栄養化モデル」を用い、11年間(1992~2002年)について行なった。とあるが、「一次元富栄養化モデル」とはどういうものか。(寺川庄蔵委員)
			P27.28	<ul style="list-style-type: none"> 冒頭の囲みに「姉川・高時川河川環境ワーキング、丹生ダム環境保全対策懇談会等での指導・助言の結果を踏まえ、・・・検討結果をとりまとめたものです。」とあり、この2つの会議での判断が今回の環境面からの評価に重要な役割を果たしたといえるが、両会議のメンバー構成はどのようにして決められたのか。(寺川庄蔵委員) 自然環境、とくに生態系に関しては根本的な議論が不十分な報告となっている。上記2つの会議で、姉川・高時川河川環境ワーキングのチーフは環境専門でない工学系学者であり、丹生ダム環境保全対策懇談会の座長は、従来から行政よりの姿勢が顕著であり、環境全体ではなく、単に植物分野のみが専門の人物である。また、委員構成においても、住民やNGO関係者の参加がまったくなく、環境よりも工学関係の学者のウエイトが強い、さらにメンバーには、生態系保全に非常に造詣の深い学識者も含まれているが、行政関係の専門家が多く含まれており本当に委員の十分な合意がなされたのか疑問であり客観性、公平性に欠けるといわざるを得ない。したがって、この両会議は自然環境への影響を判断するという本来の目的達成にふさわしい組織とはいいがたいが、見解を伺いたい。(寺川庄蔵委員) 今後、より詳細な調査検討を行うとしているが、上記の2つの会議を主にして実施するのか。(寺川庄蔵委員)

		P29 2. ②	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の保全対策であるが、保全対象種の抽出にあたり、種のリストがついていないこと、重要な種のリストも無いことで抽出された種の妥当性が不明である。元のアセス資料を送付して貰えないであろうか。（村上興正委員）
		P34 2. ⑦	<ul style="list-style-type: none"> ・生態系（上位制）の保全対策の検討で、 【イヌワシについて】 （1）丹生ダム周辺には1つがい（Aつがいとする）の生息確認とされているが、このつがい以外に出現した個体は居ないのか。 （2）Aつがい以外の個体の出現があった場合、その個体の出現場所・頻度と事業区域との関係を示すこと。 【クマタカについて】 （3）少なくとも1つがいが生息や繁殖活動に影響が及ぶことを認めているが、生息地を失ったクマタカが生活できる新しい生息地は残っていないと考えられる。生活できる場所には、すでに他のクマタカが暮らしており、このことは、丹生ダム事業区域の1つがいのクマタカが生息地を追われて死ぬことを意味する。これは「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」の国内希少野生動植物種の個体の殺傷に該当すると考えられるが、見解を示すこと。 （4）他の6つがいについても、生息や繁殖活動に一時的に影響が及ぶ可能性があるとしてされている。一時的とはいえ、生息状況に影響を与えることは法律に抵触するのではないか。（寺川庄蔵委員）
		P35 2. ⑧(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・「自然と人とのかかわりを重視した」多様な生態系の保全という視点はどこに反映されているのか。（寺川庄蔵委員）
		その他	<ul style="list-style-type: none"> ・先ず、全体として生物多様性や「豊かな生態系」の保全を目指すことをうたっているにもかかわらず、実際に対応策としてあげられているのは、ほとんどが特定の種の移植や人工的な生息環境の創出となっている。特定の種をいかに移植したところで、その本来生息していた生態系を保全することにはならない。また溪畔林などを含む谷底の自然環境は大面積に水没、消失することとなるが、このような生態系を別の場所に創出することは不可能といえる。イヌワシ、クマタカを指標とするだけで河川も含んだ生態系の質を議論することには無理があると考えますが、どのように判断されたのか。（寺川庄蔵委員） ・個別の種の保全方法に関しては、これまでどのような前例があり、成功例、失敗例がどのようなになっているかを示すこと。（寺川庄蔵委員）

○淀川水系5ダムについての方針に対する各委員からの意見

意見の対象資料	見出し分類	目次	頁・項目 番号	質 問 内 容
淀川水系5ダムについての方針 [審議資料1-2]	各ダム共通 全般		P1	<p>・一委員としてみて、今回公表された5ダムの方針は、公表にいたる過程が唐突過ぎ、また結果的に事後にその概要を知りえたという点で遺憾である。ただし整備基本方針についての河川管理者側の明確な意思表示があったことにより、流域委員会側は今後これを受けての明確な意思表示と、より現実的・具体的な検証と提言を可能な限り速やかに行っていく必要がある。</p> <p>委員会は、このたびの指針の中で「当面実施せず」とした大戸川ダムや余野川ダムについては、ダム整備が行われなくなることによって生じる経済的・社会的不利益や社会的費用を具体的に把握するとともに、それを可能な限り軽減しうる方策についても独自に検討し、提案していく努力をすべきであろう。またそのような「社会的痛み」を伴ってもあえて「ダム整備なし」のやり方で対応していくことの「社会的意義」（例えば、新しい流域社会システムの形成）と「社会経済的な価値や便益」について説得力ある説明を提示していくことが必要であろう。（岡田憲夫委員）</p>

	丹生ダム	その他	P2	<ul style="list-style-type: none"> ・治水の経済的コストについて 治水の経済的コストの記述が全くない。財政的に無制限な公共投資ができない現代にあって、治水の経済的コストはたとえ国の事業といえども考慮しないといけない課題です。滋賀県では「姉川・高時川川づくり会議」「淡海の川づくり検討委員会」での議論により、2005年秋に、「河川改修＋ダム案」が最も経済コストが低いと結果がだされたが、それはあくまでも大阪府、京都府、阪神水道企業団の三者による「利水機能」を含んでの費用分担原則を適用した段階でのコストであった。今回、利水事業が撤退した後においても、なお治水用にダムを建設することが最も経済的であることの数字的根拠をあげる必要がある。 なお、この時点において、すでに「投資」をしてしまった費用については、利水参加予定行政組織について「損害賠償」などの法的措置についての検討が是非とも必要である。これは丹生ダム以外の大戸川ダム、余野川ダム、川上ダムにおいても共通の課題である。（嘉田由紀子委員） ・ダムの規模を変えないとしたら、想定外の巨大なあき容量を持つ「空ダム」になる。クマまでもが生息出来る生物相の豊かな美しい渓谷は代替できない。環境の価値が正しく評価されておらず、低く見すぎている。（高田直俊委員） ・社会的情勢やその他の想定条件の変化に応じて、計画の方針を見直すことはリスクマネジメントの点からみてもますます必要となってくると考えられる。ただし、本ダムの場合、当初と比べてダムの目的が大幅に変更になったのであるとすれば、そのような変更がこの時点で不可避であることの理由と、そのことが予見できなかったことの原因についてもより明確な説明責任が求められるのではなかろうか。またそのような説明と分析が今後の淀川水系流域における整備基本指針と整備計画全般の質の向上のための学習事項として活かせるのではなかろうか。 説明責任には、そのような想定や枠組みの変化にもかかわらず、基本的にダム方式で行うことが他の代替案と比べて総合的に見て有益かつ有効であることについての、より説得的な説明と情報提示が必要ではないか。（岡田憲夫委員）
--	------	-----	----	--

		治水	P2	<ul style="list-style-type: none"> ・（1-2）治水の社会的・流域対応について 河川整備基本方針にある「破堤による被害の回避・軽減」と、そのための「自分で守る」「みんなで守る」「地域（社会）で守る」という施策についてはこれまでも委員会としても共通認識となってきたところであるが、姉川・高時川の治水政策について、ソフト対策としてどのような方策が可能であるのか、今後の検討課題であろうが、ダム建設と並行して、早急にソフト対策も進行する必要がある。なぜならば、ダムなどのハード事業が進んだところでは、「ダムができたから安心」という「安全神話」が住民の間だけでなく、現場の行政関係者の間にもひろまり、日常の自助・共助の備えが弱まり、かえって、住民の命の潜在的危険性は高まるのではないかという社会的状況もうまれているからである。これは2005年7月の新潟県刈谷田川での水害、つまり治水ダムが上流にすでに建設されていた地域での堤防決壊、12名の死者発生被害状況などの詳細な調査研究から示唆されている社会的課題である。高時川・姉川流域の治水に対する住民意識調査などの経験をもつ筆者自身、破堤寸前の危険な状態を住民の水防活動で食い止めた経験をもつ流域であるが、中・下流部における堤防本体の破堤は大正10年以降経験しておらず、住民の治水意識は決して高くないと判断する。その上に、「ダムに頼ったらあとは安心」という意識が広まり、計画高水をこえた時の「超過洪水」などへの社会的対応がおろそかになることを、人命尊重という人道的立場から、最も懸念する。少なくとも現在の状態での浸水想定地図や、洪水ハザードマップづくりなどのソフト対策をハードの施設づくりと並行して進めるべきである。大雨はいつふるかわからない。今年かもしれないし、来年かもしれないし、50年後かもしれない。「計画途中」という理由で人命被害をもたらすような潜在的危険性（それがあると判断しているからダム建設を行うのであろうから）を放置することは治水政策上、本末転倒といえよう。（嘉田由紀子委員） ・河道整備に対する地下水への影響の懸念は、天井川部の極端な河道切り下げによるものである。この代替案は極端な河道改修を想定しており、結果として適用出来ないとの結論に導かれている。河床と高水敷の掘削にはいろいろなレベルがある。山地・丘陵地から平野部に出る区間では、どの川も天井川の様相がある。草津川のような極端な例はともかく、高時川は堤防強化で対応出来る。またそうすべきである。掘削レベルによってコストがどう変わるかを詳細に検討すべきである。 <p style="text-align: right;">（高田直俊委員）</p> ・大きなダム建設経費を堤防強化・河道整備にまわし、あふれても壊れない堤防を治水の目標にする現在の治水の原点に戻るべきである。ダムによる治水は国が、河道改修による治水は県が行なうという制度は、県の財政事情からみて、国の借金体質に依存するダム以外の治水対策がとれないという制度になっている。この矛盾を解消・緩和する方策を取るべきである。（高田直俊委員） ・現堤防を備えた河道になってから、堤防を越えそうな洪水は来ていないのではないか。地元から送られてきた洪水の写真は高水敷に水が乗った程度である。淀川、木津川や猪名川で取られている堤防強化策(特に漏水に対して)を急ぐべきである。治水に対して県はほとんど自らの責任を果たしていない。（高田直俊委員） ・前回洪水が14すでに100年経ていること、近年の異常気象から考えると、特に治水面から早期にダム工事に着手すべきものとする。（川崎雅史委員） ・管理者の示された琵琶湖で確保し、瀬田川改修による湯水対策案は、適切な検討のもとに示され、信頼性が高い方法であると思われる。（川崎雅史委員）
--	--	----	----	---

		利水	P2	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの異常渇水時の利水調節は、水量だけからみると大川への放流量削減で調節出来るものである。琵琶湖洗い堰操作や、淀川下流の水のあり方、利水・水需要の予測・抑制の観点からの具体的検討が始まったところであり、ダム建設の妥当性に関する結論を出すのはこれらの検討結果を待つて行われるべきである。（高田直俊委員） ・高時川の利水は、頭首工で全量をカットし、非灌漑期にも瀬切れを起こす特異なものである。被害者と加害者は地元そのものであり、高時川流域地元自身で水利用・利水配分をまず見直すべきである。（高田直俊委員）
--	--	----	----	--

淀川水系 5 ダムについて (調査検討のとりまとめ) [審議資料 1-3]	各ダム共通	その他		<ul style="list-style-type: none"> 7月6日資料の「淀川水系 5 ダムについての方針」にはこれまでの調査検討結果を踏まえ、各ダムごとに、治水、利水の必要性—環境への影響等の観点から総合的に検討し、国土交通省の方針をとりまとめました。とあるが、総合的に検討した総合評価が書かれていない。 特に自然環境への影響に関しては、ダム設置を前提とした影響軽減策が中心に述べられており、ダムを造ることの環境への直接的インパクトについては述べられていない。ダム建設は自然環境へ多大な負のインパクトを与えられることは自明の理であり、これを遙かに上回るメリットがある場合にのみ、ダム建設が行われるべきであり、この点の総合考察がないことは、今回の方針は極めて不十分なものと言わざるを得ない。 例えば丹生ダムの場所はブナ・ミズナラ林を含む自然植生が現存している非常に貴重な場所であり保全上の価値は著しく高いと考えられる。これを象徴するようにイヌワシやクマタカなど大型猛禽類が生息しており、この地域の生物多様性の高さを示している（近年これら猛禽類の生息する場所は生物多様性が高いことが科学的に例証された）。それにも拘わらず本ダムを建設することに依る自然環境への影響予測はイヌワシとクマタカに関してのみ書かれており、それも影響を回避低減するための措置が述べられているだけである。 また哺乳類ではもっとも絶滅危惧種が多いコウモリ類の調査が行われておらず、ここには樹洞性のコウモリであるクロホホヒゲコウモリなど生息している可能性があるにも拘わらず、一切の調査をせず保全策も講じられていないなど極めてずさんな調査であると言わざるを得ない。私の判断では本地域の生物多様性の観点から、自然環境上の価値は極めて高く、ダム建設によりそれらの価値がかなり損なわれると考えられる。これらの価値に関してどのような考えた課なのか、影響が軽微であるという根拠を示されたい。 <p>(村上興正委員)</p>
	丹生ダム	異常渇水対策 3. (2)	P3 ④⑤	<ul style="list-style-type: none"> 7月1日の「淀川水系 5 ダムについて」(調査検討のとりまとめ)の(2)異常渇水対策についての本文は論理の流れが理解不能である。特に項目④から⑤への論理的つながりが不明である。「琵琶湖周辺の治水リスクを増大させないために」、「あらかじめ琵琶湖に渇水対策容量を確保する」とはどういう意味であるのか、理解不能である。具体的な数値を提示してより詳しい説明を求め。さらに異常渇水対策のために琵琶湖水位を保つためにどれだけのコストが必要とされるのか、「1センチの確保のために***億円必要」という経済的な予測数値をしめすことが、税金による公共事業を計画する上での必須情報である。(嘉田由紀子委員)
		P3 ⑦	<ul style="list-style-type: none"> (2)の渇水対策等の7の項目で全ての降雨パターンで少なくとも7cmまでの水位上昇を抑制出来ると書いてあるが、この7cmの抑制によってどれだけ浸水被害が軽減されるのかが判らない。 <p>(村上興正委員)</p>	

		<p>環境 3. (4)</p>	<p>P4</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・丹生ダム、川上ダムの環境への影響と軽減策は従来計画のもとでの調査検討内容である。今回の変更後に対する調査検討内容を早急に。(池淵周一委員) ・この点については、琵琶湖河川事務所が中心となって、姉川・高時川河川環境ワーキングにおいて検討してきましたが、その中間報告(2005年6月8日)においては、委員の中から疑義がだされている。特にダム水の琵琶湖への影響については、「季節ごとの詳細な調査が必要」など、具体的な提言もはいつている。それらの提言を無視して、②のごとく、委員会の結果が合意されているような書きぶりには疑義をもつ。必要によっては、そのワーキンググループの専門委員からの直接のヒヤリング機会を求めたい。(嘉田由紀子委員) ・ダム案の代替案となる河川堤防の強化の具体的な方法を検討する中で、河川護岸のもつ植生や地形景観が損なわれることのないようすべての護岸にわたって配慮すべきである。とくに通常の鋼矢板護岸の連続的な延長は河川景観を損なうものであり、緑化護岸など技術的な対応が可能であるかどうか検討を要すると思われる。(川崎雅史委員) ・ダム案を考慮する場合、自然環境のみならず、社会文化的な景観、環境創造の視野を計画評価の視点に入れるべきである。例えば、日吉ダムの堤体内ギャラリーや公園、レクリエーション施設による環境整備は、町おこし・経済活動や人々が憩う河川環境の創造に大きく貢献している。治水利水目的のみならずダム建設は、社会、都市、景観形成の手段として活用できる。(川崎雅史委員)
--	--	----------------------	-----------	---

<p>丹生ダム建設に伴う自然環境への影響について 参考資料 1 [審議資料 1-4]</p>	<p>丹生ダム</p>	<p>環境</p>	<p>P1 1・1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1. 琵琶湖の渇水時に丹生ダムから貯留した水を補給することにより、琵琶湖の水位低下を抑制する。その結果定性的には魚類の産卵、生育環境の保全に寄与すると読めるが、魚類の産卵などは 4-6 月に主に行われ、渇水期には産卵は起きないので、この効果は疑問である。ただし、干上がり防止による環境への効果はあると期待されるが、この効果がどの程度か記述がない。このダムによる琵琶湖への水補給量はどの程度か、またその補給によって琵琶湖の水位はどの程度上昇するのかが判らない。さらに、この水位上昇によってどの程度の環境へのインパクトが減少するののかも不明。補給による冠水面積の増加程度などを指標としても良いが、具体的に効果を述べるべきではないか。 2. 自然環境の保全対策であるが、保全対象種の抽出にあたり、種のリストがついていないこと、重要な種のリストも無いことで抽出された種の妥当性が不明である。元のアセス資料を送付して貰えないであろうか（川上ダムも同様）。 3. 植物では抽出した種を移植してそれが活着したらそれで保全対策は済んだと読めるが、移植は種の一部の個体を対象とした手法であり、その種が生息していた場の保全にはなっていない。また、移植後数年は維持出来るがそれ以降対象個体群が安定的維持増殖するという保証はない。元の生態系における種と移植地における種は同じ種でも存在様式が異なり生態系の保全とはなり得ていない。もう少し幅広く保全対象種を含む生態系の保全を行うという視点が必要である。 4. 動物では、せめて抽出した保全対象種の生息状況とくに分布や個体数の記述が必要である。その上で改変後に個体群の存続性がどの程度影響を受けるのかを予測する必要があるがそれは全く触れられておらず極めて不完全な調査である。また、生態系上位種としてイヌワシ、クマタカを取り上げているがイヌワシのように行動圏が大きな動物では改変区域の行動圏に占める面積は小さいので、影響がないという結論が導かれやすいが、検討が必要でやはりアセスの具体的資料を見ないと検討ができない。クマタカも同様であり、営巣場所（非公開であろう）の位置などを知らないと意見が述べられない。文書から見ると明らかに 1 番は工事区域にいると予測されるが、その場所を改変することにはかなり慎重を期す必要がある。この点破壊しても回復措置をとるから大丈夫と読めるが、この根拠が不明である。（村上興正委員）
			<p>P32 2. ⑥</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 動物では、せめて抽出した保全対象種の生息状況とくに分布や個体数の記述が必要である。その上で改変後に個体群の存続性がどの程度影響を受けるのかを予測する必要があるがそれは触れられていない。（村上興正委員）

			<p>P33 2. ⑥</p> <p>・植物では抽出した種を移植してそれが活着したらそれで良しと読めるが、移植は種を対象とした手法であり、その種が生息していた場の保全にはなっていない。元の生態系における種と移植地における種は同じ種でも存在様式が異なり生態系の保全とはなり得ていない。もう少し幅広く保全対象種を含む生態系の保全を行うという視点が必要である。（村上興正委員）</p>
			<p>P34 2. ⑦</p> <p>・生態系上位種としてイヌワシ、クマタカを取り上げているがイヌワシのように行動圏が大きな動物では改変区域の行動圏に占める面積は小さいので、影響がないという結論が導かれやすいが、検討が必要でやはりアセスの具体的資料を見ないと検討ができない。クマタカも同様であり、営巣場所（非公開であろう）の位置などを知らないと意見が述べられない。文書から見ると明らかに1番いは工事区域にいると予測されるが、その場所を改変することにはかなり慎重を期す必要がある。この点破壊しても回復措置をとるから大丈夫と読めるが、この根拠が不明である。（村上興正委員）</p>